

第4分科会：地域連携・評価

中国におけるグローバルイゼーションについて

Jung-Dong Park (University of Incheon, KOREA)

(報告の内容は本号の特別寄稿論文(97ページ)を参照。)

ロシアにおける勘定科目表

齋藤久美子(和歌山大学)

1. 市場経済移行期におけるロシアと勘定プラン

1985年、ゴルバチョフがソ連共産党書記長の地位につき「ペレストロイカ」を提唱、その後、1991年ソ連邦崩壊を経て1992年1月2日、価格が自由化される。統制経済から急転、市場が形成されていないにも拘わらず価格自由化に踏み切り、ハイパーインフレーションを招くという大きな失敗をロシアは経験した。すでに1991年11月にはソ連邦財務省によって、これまでの社会主義ソ連の勘定プランを見直し、市場経済下の勘定プランが発表され、1992年1月1日から適用されることになっていた。1991年12月のソ連邦崩壊をみても、結局、各独立国家は準拠すべき勘定プランがなかったので、この1991年に定められた旧ソ連財務省の勘定プランを採用したのである。

ロシアを初めとする旧ソ連諸国は市場経済化を促進させるため、懸命に努力を続けなければならない。そして、市場経済化の過程で急務とされたのは、金融インフラの確立であった。同時に、それはいままで見向きもされなかった会計がその地

位を高めていくと言う現象に表れる。たとえば、ロシアの最高学府、モスクワ大学では現在、経済学部が非常に難関になっており、経済学部のなかでも会計コースが学生の人気を集めているのである。それは市場経済化にとって利益計算の学問である会計学の必然的な地位向上と西側の大手監査法人がモスクワに事務所を構えるようになり、西側並みの高給を取れるようになってきたという実状にあわせてのものである。

2. ロシアでの国際会計基準への接近

ロシアをはじめとする旧ソ連諸国の会計改革を実行するために、OECDとCIS諸国は協力して国際会計会議を毎年1度開いてきた。1995年はカザフスタン共和国の首都アルマトゥイで開催された。1996年は9月中旬、モスクワで開催された。最終的には1997年、リトアニアのビリニュスで国際会計会議をもって、独立国家共同体各国は、国際会計基準を将来自国の会計基準とするということを決めた。各国で分担しながら、国際会計会議を開いてきたのは1997年が最後であるが、その翌年、1998年にはモスクワでCIS各国及びOECD、

国際会計基準委員会のメンバーを迎えて、シンポジウムが開催された。

筆者は、1996年のモスクワでの国際会議、及び1998年のシンポジウムに参加している。そこではCIS各国は、それぞれ様々なレベルにあることが議論によって証明された。これら諸国のなかでもっとも会計改革のレベルが進んでいるのはウズベキスタン共和国であった。そこでは1996年時点で損益計算書の構造も、西側基準にあったものになっている。しかし、制度を西側基準にしたとはいえ、ウズベキスタン共和国において、それが実行されたかという点、疑問点が多い。

それに比して、ロシアは遅れてはいるが、ロシアの会計基準は次第に国際基準に近いものになりつつある。たとえば1996年3月に1996年報告用の新しい財務諸表の報告様式がロシア財務省の指令第31号として出されているが、西側のものに近くなったとはいえ、まだそれではなかった。具体的には、特別損益の概念はまだ見あたらず、「純利益」から様々な手数料を差し引かねばならず、西側の純利益とは異なったのである。ロシア財務省会計方法論局長バカーエフ氏は、会計改革はさらに10年から15年が必要であると、当時、言っていた。その後、順次改善に至り、現在では特別損益も計上されている。

3. ロシアにおける勘定プラン

さて、会計制度整備の動きで特筆すべきは、1998年3月6日付でロシア連邦政府によって採択された「国際会計基準への会計改革プログラム」である。その内容は10年をかけてロシアの会計制度を国際会計基準と合致させるという内容である。さらに説明するならば国際会計基準それ自体は2004年1月1日から施行され、その後、税制等の問題が残っているので、会計改革を進展させるというのがその目的である。

そしてその第一歩としてロシアにおける勘定プランが2000年10月31日付でロシア連邦財務省通達

として発表された。ロシアでは、先にも述べたように、旧ソ連時代以前から国家による勘定プランが存在し、その勘定科目コードが数字によって全国的に統一されてきた。そしてその新しい勘定プランは2001年1月1日から施行された。本稿末尾に、2000年勘定プランを図表1で紹介しておくので参照されたい。なお、本稿においては補助勘定は省略した。なお、勘定プランの空欄は現行のロシアの勘定プランで実際に空欄となっているものである。

4. ロシアにおける勘定プランの法的位置づけ

ロシアの勘定プランは、これは全企業を対象とするものである。

ロシアでは会計の法体系は以下のように言われている。

ロシアにおける会計の法体系

第一段階：法（会計法、民法など）

第二段階：省令

第三段階：規定・通達

第四段階：企業内の会計規則

そして、勘定プランは第三段階の位置づけである。

5. 今後の課題と勘定プラン

ロシアの勘定プランがいわゆる先進国の会計人にとって「わかりにくい」ものになっているのは、資産、負債、資本の勘定と費用、収益の勘定が勘定プランのなかで混在していることである。

旧ソ連時代、いかにロシアが利益計算を重視しなかったとはいえ、この点は非常に問題であると考ええる。

今後、損益計算と勘定プランの関係が明確になるようにロシアの会計基準設定主体に求められる。それと同時に、それを今後の筆者自身の研究課題とする次第である。